○農林水産省告示第二千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十七年十一月十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

○国土交通省告示第千百五十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十一月五日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4745号	高機能グループ呼出受信機	JUE－85	日本無線株式会社	使用できるプリンターの仕様を追加
第5176号	〃	JUE－87	〃	〃

○国土交通省告示第千百五十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

兎山川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十六年国土交通省告示第五百五十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

香川県さぬき市大字前山

字椹　九二九番二　一号

九三一番一　二号及び三号

九三五番三　四号

九四〇番九　五号

九四〇番一　六号

○国土交通省告示第千百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年十一月十九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

一　般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

（一）　登録を受けた者の住所の変更

変更前	東京都中央区八丁堀一丁目九番7号
変更後	東京都中央区新川一丁目十六番3号

（二）　変更年月日　平成二十七年十一月二十四日

○防衛省告示第二百十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

一　期間

平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

二　区域

北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

三　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

四　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

一　期間

平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

二　区域

日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

三　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

四　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十九日

防衛大臣　中谷　元

一　期間

平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

二　区域

沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

三　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

四　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。